

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上にむけてステークホルダーとの信頼関係を基礎とすることを経営の重要テーマとしています。つまり、投資家の皆さま、ベンチャー企業、取引先、地域社会、従業員等と良好な関係を構築することが、株主の皆さまの利益を最大化する最も重要な方法であると考えております。

ステークホルダーとの信頼関係を構築し、維持するため、効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保の3つの視点を常に意識し、一層の社会的責任を果たすことができるよう、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的な取組みとして、次のことを実施しております。

経営の「効率性の向上」のため、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議において業務執行における意思決定を行っております。営業部門は代表取締役の直轄部門とし、経営の意思決定を迅速に現場に反映させる一方、管理部門は業務を管理部に集約し、執行役員が統括しております。

経営の「健全性の維持」のため、社外取締役を中心とした取締役会において経営の監視を行っております。

経営の「透明性の確保」のため、迅速かつ正確な情報開示を達成する体制を整備し、様々な視点からの審議及びモニタリングを行っております。役職員においては、当社の経営理念を行動の原点とし、誠実に業務執行するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所JASDAQ上場企業として取組みが求められている、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SBI証券	336,900	3.78
日本証券金融株式会社	111,000	1.25
楽天証券株式会社	102,800	1.15
松井証券株式会社	81,900	0.92
岩井コスモ証券株式会社	66,300	0.74
土師裕二	60,000	0.67
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	55,661	0.63
細川雅史	53,500	0.60
小川 忠久	51,700	0.58
福島工業株式会社	50,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川忠久	他の会社の出身者											
小尾一介	他の会社の出身者											
木村純	他の会社の出身者											
宮田秀典	他の会社の出身者											
北條明宏	公認会計士				○							

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川忠久		○	――	長年金融機関に身を置いていることから、財務会計的知見を有するとともに、業界の事情に精通しており、外部からの視点をもって当社の経営に資することができると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことから、独立役員に指定しております。

小尾一介		○	——	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に対しの確な助言が得られるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことから、独立役員に指定しております。
木村純	○	○	——	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を活かし、当社の経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことから、独立役員に指定しております。
宮田秀典	○	○	——	産官学界にわたる深い造詣に基づく独立した客観的な視点により当社に幅広い見地で助言・提言を行って頂けると判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことから、独立役員に指定しております。
北條明宏	○		——	公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業財務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補佐する担当セクションはございませんが、主に管理部にて対応してまいります。取締役会の招集の通知には決議事項及び報告事項を記載し、特に重要事項については事前に監査等委員である取締役への説明を行ってまいります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査の適正さを確保するため、会計監査人から法令に基づく会計監査の報告を受け、定期的に協議の機会を設け、意見交換を行います。

内部監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、定期的に監査を実施いたします。内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提言を行ってまいります。

また、内部統制は内部監査室が主管しており、関係部門と連携しながら内部統制の構築・運用・評価を行い、その状況を取締役会及び監査等委員会に適宜報告してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することといたしました(平成30年6月28日開催 第20回定時株主総会決議)。

[概要]
本制度は、業務執行取締役(以下「対象取締役」といいます。)に対して、原則として事業年度毎に、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。
対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結し、対象取締役は本割当契約によって交付された株式(以下「本割当株式」といいます。)を本割当契約に定める一定の業績条件の達成を条件として、一定の期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」といいます。)をすることができないものといたします(以下「譲渡制限」といいます。)。本割当株式の譲渡制限は、継続勤務を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で解除するものとし、一定の事由が生じた場合には、本割当株式を無償で当社が取得する仕組みであります。
その他の本制度の運用に関する事項については、取締役会において決定いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第20期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)における当社の取締役及び監査等委員である取締役に対する役員報酬等は以下のとおりです。
・取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く) 13百万円
・取締役(監査等委員)(社外取締役を除く) -
・社外役員 7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議により報酬総額の限度額が決定され、各取締役の報酬は取締役会で決定し、各監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションはございませんが、主に管理部にて対応しております。取締役会の招集の通知には決議事項及び報告事項を記載し、特に重要事項については事前に社外取締役への説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。
<会社の機関>
当社は平成28年6月23日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員であるものを除く取締役4名(うち男性4名、社外取締役2名)及び監査等委員である取締役3名(うち男性3名、社外取締役3名)となっております。取締役会は原則として月1回開催し、重要事項の決定、業務進捗状況の確認及び業務執行状況の監督を行っております。第20期中には取締役会が17回、監査等委員会が8回開催されております。
<業務執行>
迅速性の観点から、常勤取締役1名、執行役員3名の計4名(うち男性4名)で構成される経営会議において意思決定を行っております。営業部門については経営の意思決定を迅速に現場に反映させるため、代表取締役社長の直轄部門とし、また管理部門については効率的な業務運営のため、管理部に業務を集約し、常勤の執行役員を管掌役員としています。営業部門はさらに投資創生部、事業推進部、東北創生部(部長3名中男性

3名)により運営しており、機能分化した体制下で効率化を図っております。

一方、投資業務の適切な運営を保持するため、投資業務の重要な意思決定及び運営状況をチェックする機関として、投資委員会・ハンズオン委員会・ポートフォリオ委員会・EXIT委員会を設置しております。

<監査・監督>

内部監査は、代表取締役社長が直轄する内部監査室が実施し、内部監査室には当社従業員1名が所属しております。内部監査室は、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告しております。また、定期的に当社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告しております。

監査等委員である取締役は3名で、常勤の社外取締役1名と非常勤の社外取締役2名で構成しております。監査等委員である取締役宮田秀典氏は、産官学界にわたる深い造詣があり、また北條明宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、企業財務に精通しております。監査等委員である取締役は、必要に応じて役職員からの報告、説明等の聴取を行います。また、当社内における業務上の重要な意思決定を行う会議に出席する他、本社・事務所への往査など、実効性のある監査に取り組んでまいります。

なお、監査等委員会は、会計監査の適正さを確保するため、会計監査人から法令に基づく会計監査の報告を受け、定期的に協議の機会を設け、意見交換を行います。内部監査室は、監査計画の策定段階から監査等委員会と連携を取り、定期的に監査を実施いたします。内部監査の結果については、速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、改善提言を行ってまいります。

会計監査人は、PwC京都監査法人であり、業務執行は公認会計士梶田 明裕氏・公認会計士浦上 卓也氏により行われております。継続関与年数は両氏とも7年以内であります。監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他4名であります。

<責任限定契約>

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。その理由は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くとともに、取締役会を構成する取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営のさらなる効率化を図るためであります。なお、社外取締役の選任に際して、それぞれの経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第19回定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を導入し、当日ご出席願えない株主に対しても、書面による議決権の行使に加え、インターネットによる議決権の行使が可能となりました。
その他	招集通知をWebサイトに掲載する他、株主総会運営においてビジュアル化を進めるなど、株主の皆さまに参加していただきやすく、わかりやすい株主総会運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	主としてアナリストを対象としたIR説明会を第2四半期決算及び期末決算の発表後に、東京で開催しております。第20期は2017年11月24日、2018年5月23日に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、IR資料の他、過去の業績推移をグラフ化した財務ハイライトや株主情報等を、当社ホームページ (http://www.fvc.co.jp/ir/) に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 管理部総合企画課 IR担当役員: 執行役員管理部管掌 富永 真哉	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動規範」において、「社会」「お客様」「株主」その他のステークホルダーからの「信頼と支持を得られるよう努める」との当社の立場を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	温室効果ガス削減のために、クールビズを採用しております。
その他	<女性の活躍の方針・取り組みについて> 女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。また、採用や昇格などあらゆるステージにおいて、性別に区別なく実力や成果に応じた評価を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを構築いたします。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は行動規範を定め、全役職員が、法令・定款を遵守することは勿論のこと、当社の経営理念を行動の原点とし、誠実に行動するよう徹底いたします。代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものいたします。内部通報規程に従い、社内においてコンプライアンス上疑義のある行為等について気が付いたときには、取締役会、監査等委員会又は社外弁護士等に通報しなければならないものいたします。この場合、当社は通報者に不利益な扱いをしないものいたします。なお、反社会的勢力に対しては、行動規範において、「毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持ちません」と定めております。暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書(電磁的記録等を含む)に記録・保存することについては、当社の文書管理規程に従います。取締役及び監査等委員会が、常時、これらの文書を閲覧できるよう適切な状態を維持いたします。情報取扱いの管理体制については、当社の情報セキュリティ管理規程に従い、統括的な管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程に従い、リスク管理体制を構築します。代表取締役社長が当社のリスク管理について全社的に統括し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、継続的に監視するものいたします。経営会議の一機能としてリスクマネジメント委員会を設置し、当社のリスクに関する情報の把握及び対応を行うものとします。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めるものいたします。緊急時対応マニュアルを定め、緊急時には迅速な対応ができるよう体制を整備するものいたします。内部監査では、当社のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び経営計画については、取締役会で決定し、業務執行取締役及び執行役員で構成する経営会議は、取締役会で決議された方針に従い、具体的に戦略を進めるための決定を行います。各部は業績目標と予算を設定し、月次の業績結果について管理部が取りまとめて経営会議及び取締役会に報告し、経営会議及び取締役会は目標達成のための改善を促します。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における業務の適正を確保するため、子会社は当社担当部門協力のもと、内部統制の強化を推進いたします。子会社の重要な業務については、当社の関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認又は事前協議を要することとしています。また、当社の監査等委員会及び会計監査人による監査に加えて、内部監査室が監査を行い、内部統制強化に関する指導又は協力を行うことにより、業務の適正の確保を図ります。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当該取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会からの求めがあった場合には、取締役は監査等委員会の職務を補佐する職員を置くこといたします。その職員の人事異動及び懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査等委員会の承諾を得るものいたします。

7. 監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役を除く取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、当社に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告するものいたします。

8. 監査等委員である取締役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員である取締役への報告を行った当社監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の監査等委員である取締役を除く取締役及び使用人に周知徹底いたします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が、当社の会計監査人と定期的に情報交換するほか、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて、外部の専門家を活用することを保証し、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けることいたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、全ての役職員が遵守すべき指針である「行動規範」の中で、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない旨を定めており、反社会的勢力との関係を全て遮断することを基本方針としております。この基本方針に則り、組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行うと同時に、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための対応を行っております。さらに、役職員の反社会的勢力排除の意識向上及び徹底等を目的とした研修や会議を適宜実施するなど、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

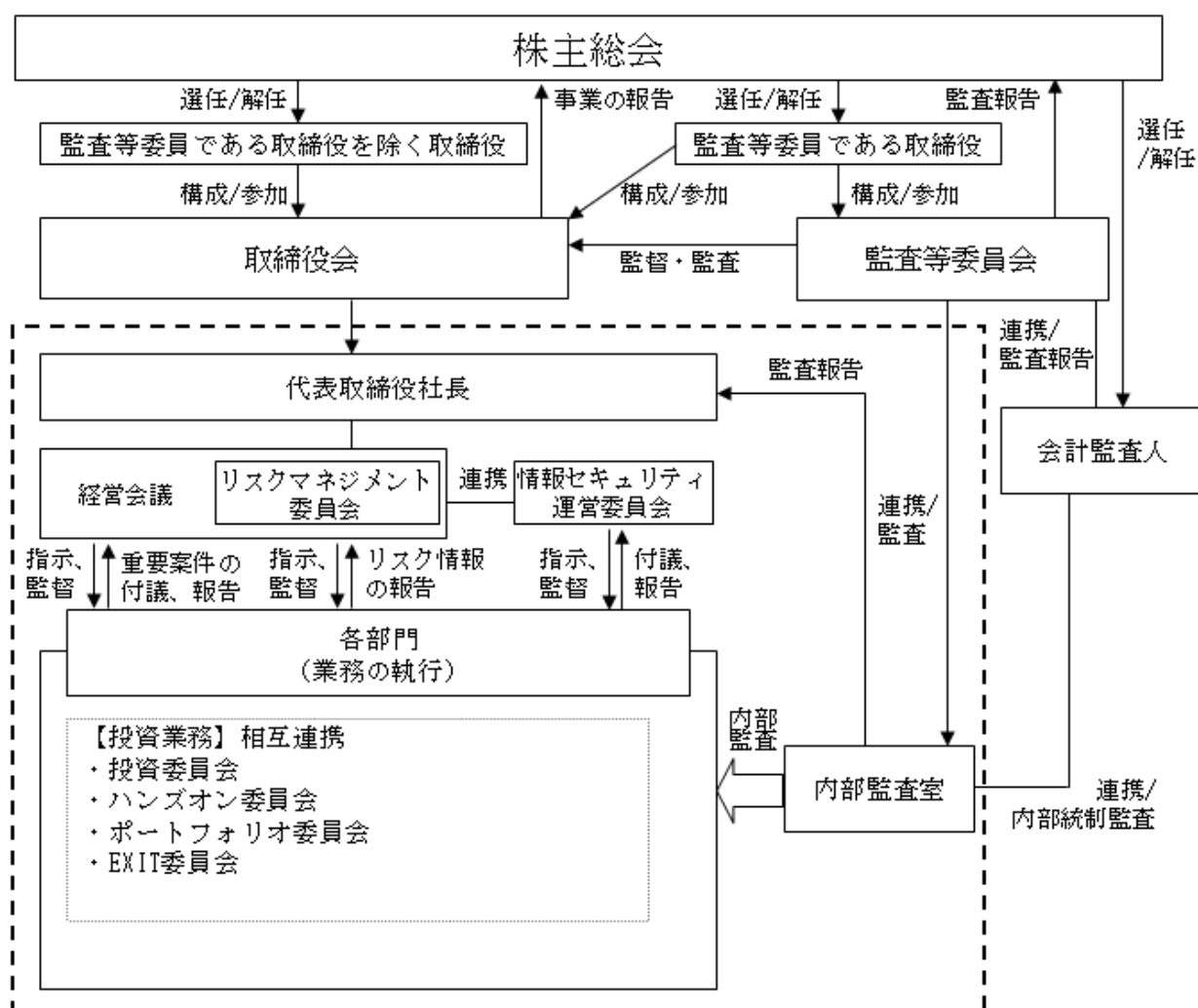
該当項目に関する補足説明

現在、当社の買収防衛について、その具体的取組みについて決定している内容はありません。今後、買収防衛に対する取組みについての決定を行った場合には、その内容について公表することといたします。その買収防衛に対する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではないこと及び当社社員の地位の維持を目的とするものではないことといたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

実効性のある内部統制システムを構築しつつ、内部監査及びリスク管理体制の整備に取組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



「適時開示体制の概要(模式図)」

